ト　第三号技能実習に係るものである場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。

(1)　第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

(2)　第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

チ　（略）

四～八　（略）

3・4　（略）

（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）

**第十二条**　法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、第十条第二項第三号ト に規定する一時帰国に要する旅費（同号ト(1)に規定するものについては、第二号技能実習生が第二号技能実習を行っている間に法第八条第一項の認定の申請がされた場合に限る。第五十二条第九号において同じ。）及び技能実習の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

七～十四　（略）

2　（略）

（監理団体の業務の実施に関する基準）

**第五十二条**　法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～八　（略）

九　その実習監理に係る団体監理型技能実習生の第十条第二項第三号ト に規定する一時帰国に要する旅費及び団体監理型技能実習の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、団体監理型技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること。

十～十六　（略）

**附　則**

（特定就労活動に従事した者に関する特例）

**第四条**　特定就労活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（次条に規定する旧特定就労活動従事者を除く。以下「特定就労活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該特定就労活動従事者に係る技能実習計画（第三号技能実習に係るものに限る。）を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号ト の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ト　第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

（新設）

（新設）

チ　（略）

四～八　（略）

3・4　（略）

（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）

**第十二条**　法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、技能実習の終了後の帰国（第二号技能実習の終了後に行う第三号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）に要する旅費（第三号技能実習に係るものであって、第二号技能実習生が第二号技能実習を行っている間に申請がされた場合にあっては、第三号技能実習の開始前の本邦への渡航に要する旅費及び第三号技能実習の終了後の帰国に要する旅費）を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

七～十四　（略）

2　（略）

（監理団体の業務の実施に関する基準）

**第五十二条**　法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～八　（略）

九　その実習監理に係る団体監理型技能実習生の団体監理型技能実習の終了後の帰国（第二号団体監理型技能実習の終了後に行う第三号団体監理型技能実習の開始前の一時帰国を含む。）に要する旅費（第三号団体監理型技能実習に係るものであって、第二号団体監理型技能実習生が第二号団体監理型技能実習を行っている間に法第八条第一項の認定の申請がされた場合にあっては、第三号団体監理型技能実習の開始前の本邦への渡航に要する旅費及び第三号団体監理型技能実習の終了後の帰国に要する旅費）を負担するとともに、団体監理型技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること。

十～十六　（略）

**附　則**

（特定就労活動に従事した者に関する特例）

**第四条**　特定就労活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（次条に規定する旧特定就労活動従事者を除く。以下「特定就労活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該特定就労活動従事者に係る技能実習計画（第三号技能実習に係るものに限る。）を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号ト の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。